

# 熊本県公報

第 1 1 4 5 4 号  
平成 18 年 9 月 8 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○耕地整理会計規程を廃止する規則……………(農村計画・技術管理課)	1
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(苓北町加入区)……………(団体支援総室)	2
○土地収用法に基づく事業の認定……………(用地対策課)	2
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)……………(高齢者支援総室)	3
○" (介護予防訪問介護)……………( " )	3
○指定居宅介護支援事業所の指定……………( " )	4
○"……………( " )	4
○指定居宅サービス事業所の指定(通所リハビリテーション)……………( " )	4
○" (介護予防通所リハビリテーション)……………( " )	4
○道路の供用開始……………(道路保全課)	4
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)……………(高齢者支援総室)	5
○" (介護予防訪問介護)……………( " )	5
<b>公 告</b>	
○平成 18 年度製菓衛生師試験の実施……………(健康危機管理課)	5
○男性警察官用冬活動服に係る一般競争入札の実施……………(管理調達課)	6
○男性警察官用冬服ズボンに係る一般競争入札の実施……………( " )	8
○男性捜査員現場作業服(冬服)に係る一般競争入札の実施……………( " )	11
○岱明町下河原土地区画整理事業の事業計画変更の認可……………(都市計画課)	13
○道路の位置指定……………(建築課)	13
<b>登 載 依 頼</b>	
○公示送達……………(用地対策課)	13
○平成 18 年度身体障害者を対象とする熊本県職員採用選考試験の実施……………(人事委員会総務課)	14
○平成 19 年度県立高等学校生徒募集定員……………(教育庁高校教育課)	20
○菊池川(菰入ぜき周辺)における水産動植物の採捕禁止区域の設定……………(内水面漁場管理委員会)	25
○菊池川(白石ぜき周辺)における水産動植物の採捕禁止区域の設定……………( " )	25
○菊池川水系(鴨川)における竿釣り以外の漁法の禁止区域の設定……………( " )	25
○菊池川水系(岩野川)における竿釣り以外の漁法の禁止区域の設定……………( " )	25
○熊本県内水面委員会指示第 20 号(水俣川水系における火光利用禁止)の廃止……………( " )	25
○平成 18 年度第 3 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催……………(土木技術管理室)	26

## 規 則

耕地整理会計規程を廃止する規則をここに公布する。  
平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 58 号

耕地整理会計規程を廃止する規則  
耕地整理会計規程(大正 6 年熊本県令第 3 号)は、廃止する。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 熊本県告示第 915 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 名称  
 荅北町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
 天草郡荅北町富岡 3111 番地 松野 重幸  
 天草郡荅北町白木尾 267 番地 田嶋 正  
 天草郡荅北町坂瀬川 466 番地の 2 廣田 幸英
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合  
 天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
 平成 18 年 9 月 8 日から平成 18 年 9 月 22 日まで
- 5 縦覧場所  
 天草漁業協同組合

## 熊本県告示第 916 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第 26 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 起業者の名称 菊池市
- 2 事業の種類 旭志ふれあい総合運動公園整備事業並びにこれに伴う農業用水路付替工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 熊本県菊池市旭志伊萩字野附、榎木平及び内竹地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第 20 条第 1 号の要件への適合性について  
 本件事業は、菊池市が運動公園を整備するものであり、土地収用法第 3 条第 32 号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当する。  
 また、本体事業の施行に伴い必要となる農業用水路付替工事については、土地収用法第 3 条第 35 号に該当する。  
 以上のことから、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 土地収用法第 20 条第 2 号の要件への適合性について  
 起業者は、本件事業に係る用地費及び工事費について、補助金、起債及び一般会計により予算措置を講ずることとしている。  
 また、予定された補助金の交付や起債の許可が得られない等財源に不足を生じる場合には、一般財源で措置する旨の確約も得られている。  
 以上のことから、起業者は土地収用法第 20 条第 2 号に掲げる要件を充足すると判断される。
  - (3) 土地収用法第 20 条第 3 号の要件への適合性について  
 ア 申請事業の施行により得られる公共の利益について  
 本件事業は、既存の旭志グラウンドを拡張し、菊池市旭志地域における生涯スポーツ及び地域スポーツの振興を図り、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境の整備を進めるものである。  
 従前の旭志グラウンドでは、軟式野球場とソフトボール場のセンター守備位置が重複し、試合中の接触事故の発生が懸念されていた。  
 また、旭志グラウンドではサッカーコートが確保できず、本地域のサッカーチームは他地域のグラウンドまで行って練習しており、練習時間にしわ寄せが及んでいる。  
 さらに、高齢者において人気のあるスポーツであるグラウンドゴルフについても、旭志グラウンドでは、2 面しか確保できず、4 面程度必要となる大きな大会の開催ができないため、他の会場で開催されることが常である。参加する場合は運転できる人の車に便乗し会場まで行かれるが、免許取得者が少なく、一般的に技術力・判断力の低下した高齢者が不慣れた道路を運転することは危険である。  
 本件事業の施行により、軟式野球場とソフトボール場は規定のコート規格が得られ、公式の各種大会が開催可能となり、最大の課題となっていたセンターの守備位置が重複する弊害も解消され、同時に使用できるようになる。

また、サッカーにも利用できる広さになることで、遠くのグラウンドを借りて練習を行っていたサッカー愛好者は、旭志のグラウンドを利用できるようになりその利便性が図られる。

さらに、4面のグラウンドゴルフのコースが確保でき、菊池市や菊池郡市の大会が開催可能となる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 申請事業により失われる利益について

一方、本件事業の起業地は、水田の多い農村地域であり、事業の施行によって農業の振興及び水田の保水性質による地下水の保全に影響を及ぼすが、大規模な開発事業でないことからその影響は少ないと考えられる。

また、本件事業に係る起業地の範囲には周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 比較衡量

(1) で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

以上のことから、起業者は土地収用法第20条第3号に掲げる要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 申請事業を早期に施行する必要性

既存の旭志グラウンドには、野球場とソフトボール場がありながら、センター守備位置重複のため同時使用ができず、また、サッカーコートが確保できない、グラウンドゴルフコースが2面しか確保できないなど、現在のグラウンドの広さでは利用者のニーズに対応できない状況にあった。

このような中、住民からもグラウンド拡張の要望が寄せられており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業計画でも述べられているとおり事業の施行に必要な最小限の面積にとどめられている。

また、起業地には一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

ウ ア及びイにより、本件事業は、土地等を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

菊池市役所都市整備課

**熊本県告示第917号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年9月8日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションよかばいネット 熊本市横手五丁目4番15号	有限会社田辺商店	平成18年8月24日

**熊本県告示第918号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年9月8日

熊本県知事 潮谷 義子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションよかばいネット 熊本市横手五丁目4番15号	有限会社田辺商店	平成18年8月24日

**熊本県告示第 919 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本ケアプランセンター 熊本市田崎二丁目 1 番 68 号	特定非営利活動法人保健福祉 サポート	平成 18 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 920 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
介護相談支援センターころ 熊本市尾ノ上三丁目 5 番 13 号	有限会社ロード	平成 18 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 921 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイケア西部リハビリテーション 熊本市上代七丁目 29 番 25 号	医療法人順風会	平成 18 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 922 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【介護予防通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイケア西部リハビリテーション 熊本市上代七丁目 29 番 25 号	医療法人順風会	平成 18 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 923 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 9 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
		球磨郡湯前町字上大瀬 921 番 4 地先から 同町字下松下 648 番 4 地先まで 球磨郡多良木町大字黒肥地字井手詰	759.2	

一般県道	湯前人吉自 転車道線	265 番 2 地先から 同 所	448.7	自転車道 路整備
		181 番 1 地先まで 球磨郡多良木町大字多良木字中鶴 66 番 1 地先から 同町大字多良木字土橋 490 番 1 地先まで	1,092.3	

2 供用を開始する期日 平成 18 年 9 月 8 日

**熊本県告示第 924 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
シャイニーライフ・ヘルパーステーション 荒尾市一部 2182 番地 289	合同会社 MMY 企画	平成 18 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 925 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
シャイニーライフ・ヘルパーステーション 荒尾市一部 2182 番地 289	合同会社 MMY 企画	平成 18 年 9 月 1 日

**公 告**

**熊本県公告第 674 号**

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号。以下「法」という。）第 4 条の規定により、平成 18 年度熊本県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成 18 年 11 月 15 日（水）午前 10 時から正午まで（集合時間午前 9 時 30 分）
- (2) 場所 熊本県庁新館 803 会議室（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）

2 試験科目

試験は、筆記試験とし、衛生法規、公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学及び製菓理論及び実技の 6 科目とする。ただし、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出たものについては、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

3 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 47 条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第 47 条に規定する者であって、2 年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 法施行の日（昭和 41 年 12 月 26 日）において、現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第 47 条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、法施行の日において 3 年を超えているもの又は法施行の日の後 3 年を超えるに至ったもの

- (4) 旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところにより、これらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、2 年以上菓子製造業に従事したもの
- 4 受験の申込方法及び受付期間
- (1) 受験の申込方法  
 受験志願者は、受験願書に受験手数料 9,700 円及び次に掲げる書類を添えて、熊本市に住所を有する者にあつては熊本市長を、それ以外の者にあつては熊本県保健所長を経由して知事に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、知事へ直接提出すること。  
 ア 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又はそれらの写し（前記 3 の受験資格（3）に該当する者は除く。）  
 イ 菓子製造技能検定合格書の写し（試験科目が免除される者に限る。）  
 ウ 写真（製菓衛生師受験願書の提出前 6 か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦 3.6 センチメートル、横 2.4 センチメートルのものに限る。）  
 エ 菓子製造業従事証明書（前記 3 の受験資格の（1）に該当する者を除く。）
- (2) 受付期間  
 受験願書の受付期間は、平成 18 年 10 月 10 日（火）から同年 10 月 20 日（金）までの期間内で、土曜日及び日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。  
 郵便による受験申込は、平成 18 年 10 月 20 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 5 合格発表及び合格証書の交付
- (1) 合格者の発表は、平成 18 年 11 月 27 日（月）午前 10 時に県庁本館 1 F ロビー及び各保健所において行う。
- (2) 試験に合格した者に対しては、郵送により合格証書を交付する。
- 6 問い合わせ
- (1) 願書に関する照会は、熊本県健康福祉部健康危機管理課又は最寄りの保健所に問い合わせること。
- (2) 試験科目の得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）第 22 条の規定に基づき、合格発表の日から 1 か月間（平成 18 年 11 月 27 日（月）から同年 12 月 26 日（火）までの期間内で、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、初日は午前 10 時以降とする。）熊本県健康福祉部健康危機管理課において、受験票を持参した本人に開示する。

### 熊本県公告第 675 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達物品及び数量  
 男性警察官用冬活動服 825 着
- (2) 調達物品の規格及び品質等  
 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
 平成 19 年 2 月 28 日（水）
- (4) 納入場所  
 警察本部各課及び各警察署等
- (5) 入札方法
- ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて

- いること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の (3) 記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品に必要な生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去 5 年の間に生産又は販売実績を有すること。
- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- (8) (5)、(6) 及び (7) については、これを証明する書類を平成 18 年 9 月 8 日（金）から平成 18 年 10 月 10 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に 4 に記載の場所へ提出すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 18 年 9 月 8 日（金）から平成 18 年 10 月 4 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間  
平成 18 年 9 月 8 日（金）から平成 18 年 10 月 10 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所  
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時  
平成 18 年 10 月 13 日（金）午前 10 時から
- イ 場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
- (4) 入札書の提出方法  
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 10 月 12 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 18 年 10 月 10 日（火）までに 4 に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
- ケ 二以上の意思表示を行った入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第 676 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量  
男性警察官用冬服ズボン 1,761 着
- (2) 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
平成 19 年 2 月 28 日（水）
- (4) 納入場所  
警察本部各課及び各警察署等
- (5) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに

- 相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（3）記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品に必要な生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去 5 年の間に生産又は販売実績を有すること。
- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- (8) (5)、(6) 及び (7) については、これを証明する書類を平成 18 年 9 月 8 日（金）から平成 18 年 10 月 10 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に 4 に記載の場所へ提出すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 18 年 9 月 8 日（金）から平成 18 年 10 月 4 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 18 年 9 月 8 日（金）から平成 18 年 10 月 10 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時  
平成 18 年 10 月 13 日（金）午前 10 時 40 分から
- イ 場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
- (4) 入札書の提出方法  
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 10 月 12 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 18 年 10 月 10 日（火）までに 4 に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
- ケ 二以上の意思表示を行った入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第 677 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量  
男性捜査員現場作業服（冬服） 836 着
- (2) 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
平成 19 年 2 月 28 日（水）
- (4) 納入場所  
警察本部各課及び各警察署等
- (5) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

## 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱（以下同じ）による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（3）記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品に必要とする生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去 5 年の間に生産又は販売実績を有すること。
- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- (8) (5)、(6) 及び (7) については、これを証明する書類を平成 18 年 9 月 8 日（金）から平成 18 年 10 月 10 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に 4 に記載の場所へ提出すること。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

## (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 18 年 9 月 8 日（金）から平成 18 年 10 月 4 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## (4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

## (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。

## (6) 有効期間の更新手続

- 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所  
 熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
 4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
 ア 交付期間  
 平成 18 年 9 月 8 日（金）から平成 18 年 10 月 10 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
 イ 交付場所  
 4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
 ア 日時  
 平成 18 年 10 月 13 日（金）午前 11 時 20 分から  
 イ 場所  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
- (4) 入札書の提出方法  
 5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 10 月 12 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。  
 なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 18 年 10 月 10 日（火）までに 4 に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札  
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
 ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札  
 イ 委任状を提出しない代理人が行った入札  
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札  
 エ 記名押印を欠く入札  
 オ 金額を訂正した入札  
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
 キ 明らかに連合によると認められる入札  
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札  
 ケ 二以上の意思表示を行った入札  
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
 サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
 設定しない。
- (6) 契約の締結  
 ア 契約書作成の要否  
 要  
 イ 契約の締結期限

- 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

#### 熊本県公告第 678 号

岱明町下河原土地区画整理事業の事業計画の変更について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 岱明町下河原土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 11 年 12 月 13 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 玉名郡岱明町野口字下河原及び字深田の各一部
- 4 事務所の所在地 玉名郡岱明町野口 2129 番地
- 5 設立認可の年月日 平成 11 年 12 月 13 日
- 6 変更後の施行地区 玉名市岱明町野口字下河原及び字深田の各一部
- 7 変更後の事務所の所在地 玉名市岱明町野口 2129 番地
- 8 変更認可の年月日 平成 18 年 8 月 31 日

#### 熊本県公告第 679 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町滴水 451 番地 1
- 2 築造者の氏名 有限会社池部製材所
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字平野字宮出 389 番 5 及び同 389 番 6
- 4 道路の幅員 6.02 メートル
- 5 道路の延長 86.08 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 8 月 21 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 16 号

#### 登載依頼

#### 熊本県収用委員会公告第 62 号

公 示 送 達

熊本県玉名郡南関町大字関町字下長谷 865 番 3 の土地所有者

登記記録表題部所有者欄記載

氏名 戸上サキ

存否不明

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 18 年 8 月 25 日付け熊収第 60 号の書類（県道大牟田南関線改築工事に係る土地収用案件の裁決書）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成 18 年 9 月 20 日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

**熊本県人事委員会公告第 6 号**

平成 18 年度身体障害者を対象とする熊本県職員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、熊本県内に居住する身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として実施するものです。

※ 点字による受験もできます。点字の選考試験案内をご希望の方は、人事委員会事務局までお問い合わせください（問い合わせ先は9に記載）。

## 1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	採 用 後 の 職 務 内 容
一般事務	2人程度	知事部局等（出先機関を含みます。）に勤務し、一般事務に従事します。

※ 採用予定人員は、今後変更になることがあります。

## 2 受験資格

次の（1）～（4）の全てに該当する者が受験できます。

- （1）昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者
- （2）身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者
- （3）自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務遂行が可能な者
- （4）熊本県内に居住している者（通学などのため一時的に県外に居住している者を含む。）

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験の日程等

	日 時	試 験 種 目 等	試 験 会 場
第1次試験	平成18年11月5日（日） 受付 8：00～8：50 開始 8：55 （休憩 11：10～13：35） 終了 15：00（予定）  ※ 遅刻者は、9：50までに受付しないと受験できません。	午 前 教養試験  午 後 作文試験	熊本県庁  熊本市水前寺 6-18-1
第2次試験	平成18年11月25日（土） 9：00～17：00（予定） 試験時間は、一人30分間程度を 予定しています。 ※ 集合時間は、第1次試験合格者 にお知らせします。	面接試験	

※ 点字による受験の場合は、試験時間が一部異なります。詳細については、人事委員会事務局までお問い合わせください。

## 4 試験の方法、配点等

試験の程度は、高等学校卒業程度で行います。

### 第1次試験（満点80点）

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
教養試験 (80点)	公務員として必要な一般的知識及び能力等について択一式による筆記試験を行います。[出題数4.0題] 出題分野 知識分野：社会科学、人文科学、自然科学等 知能分野：文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈等	2時間 (ただし、 点字受験者 は3時間)

※ 作文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点・評価は第2次試験で行います。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験は不合格になります。

### 第2次試験（満点150点）

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
作文試験 (50点)	公務員として必要な文章による表現力などについて筆記試験を行います。	1時間
面接試験 (100点)	個別面接による口述試験を行います。	

試験の種類ごとに次の合格基準があり、1つでも基準を満たさない場合は、総合得点の如何にかかわらず不合格となります。

<合格基準>

面接試験以外の試験：平均点又は配点の4割の点のいずれか低い点  
面接試験：配点の5割の点

※ 受験申込書記載事項の受験資格の真否等を確認するため、調査を行うことがあります。  
※ 教養試験に係る例題（県職員採用試験（高等学校卒業程度）を参照）、及び作文試験に係る平成17年度の課題については、熊本県のホームページに掲載しています。  
< <http://www.pref.kumamoto.jp/>>

※ 受験の際は、身体障害者手帳、受験票、ボールペン、鉛筆、消しゴム及び鉛筆削りを持参してください。時計については、計算機能等がついたものを試験室に持ち込むことはできません。

なお、点字器、点字タイプライター、ルーペ、補聴器、補装具などが必要な方は、選考試験当日に自分で持参してください。

※ 点字試験問題・拡大印刷問題による受験を希望する方、面接試験に手話通訳を必要とする方、車イスや補装具などを使用する方は、必ず受験申込書裏面の該当するところに○をつけてください。

※ 拡大印刷問題は、活字印刷文（10.5ポイント）を約1.4倍（14.8ポイント）に拡大します。

(例) (ア、あ、亜、A、a、1) → (ア、あ、亜、A、a、1)

## 5 合格者の発表

### (1) 第 1 次試験

- ① 合格者発表日 平成 18 年 11 月 10 日 (金) の予定
- ② 発表方法 県庁行政棟本館 1 階ロビー及び県内各地域振興局に合格者の受験番号を掲示し、合格者のみに文書で通知します。  
また、合格者の受験番号は、熊本県のホームページにも掲載します。  
(<http://www.pref.kumamoto.jp/>)

### (2) 第 2 次試験

- ① 合格者発表日 平成 18 年 12 月上旬の予定
- ② 発表方法 県庁行政棟本館 1 階ロビー及び県内各地域振興局に合格者の受験番号を掲示し、合否にかかわらず第 2 次試験受験者全員に文書で通知します。  
また、合格者の受験番号は、熊本県のホームページにも掲載します。  
(<http://www.pref.kumamoto.jp/>)

## 6 受験手続等

次のうちいずれかの方法で申し込んでください。

なお、受験番号は、試験についての問い合わせ、連絡等に必要ですから、受験票の保管とは別に控えておいてください。

### (1) 持参又は郵送で申し込む場合

申 込 書 の 請 求	県庁行政棟新館 1 階情報プラザ、県内各地域振興局総務部総務振興課、熊本県立図書館、くまもと県民交流館パレア、熊本県東京事務所、銀座熊本館、熊本県大阪事務所、熊本県福岡事務所、熊本県福祉総合相談所、熊本県身体障害者福祉センター及び熊本県総合福祉センターで配布していますので、最寄りの配布機関で入手してください。
	郵便で請求する場合 封筒の表に「選考試験請求」と朱書し、あて先を明記し 140 円切手をはった返信用封筒（角形 2 号：A4 判が入るくらいの大きさ [34cm × 24cm 程度]）を同封して、次の請求先に請求してください。 郵便による請求先は人事委員会事務局のみとなっておりますので注意してください。 〒862-8570 熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 電話 096-333-2733、096-333-2732(ダイヤルイン) 熊本県人事委員会事務局総務課任用係
申 込 手 続	申込先 熊本県人事委員会事務局総務課任用係 〒862-8570 熊本市水前寺 6-18-1 電話 096-333-2733、096-333-2732
	申込方法 受験申込書（受験申込書記入要領により必要事項を記入してください。）を上記の申込先に郵送又は持参してください。 郵送する場合は、封筒の表に「選考申込」と朱書し必ず配達記録郵便で送ってください。配達記録郵便によらない方法で郵送した場合の事故は責任を負いません。 また、封筒の裏には住所・氏名を必ず書いてください。
受 付 期 間	平成 18 年 9 月 25 日 (月) ~ 10 月 6 日 (金)
	持参 受付時間 8:30 ~ 17:00 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は、受け付けできませんのでご了承ください。 郵送 平成 18 年 10 月 6 日までの消印のあるものに限り受け付けます。
受験票の交付	受付期間終了後、郵送しますが、10 月 19 日までに届かないときは、至急、人事委員会事務局総務課任用係まで問い合わせてください。

※ 受験票を紛失した場合は、必ず人事委員会事務局総務課任用係へ早めに連絡してください。

## (2) インターネットで申し込む場合

申 込 手 続	申込方法	<p>まず、熊本県ホームページの「くまもと電子申請窓口」（よろず申請本舗）にアクセスし、パソコンの環境設定と利用者登録（利用者 ID・パスワードの取得）を行ってください（この手続きは受付期間前でも行うことができます。なお、利用者 ID は、電子メールにて即日発行されますが、仮パスワードは郵送にて発行しますので、利用者登録には 3 日程度かかることになります。利用者登録はできる限り受付期間前に済ませておいてください。）。</p> <p>受付期間になったら、「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「身体障害者を対象とする熊本県職員採用選考試験」を選択し、申込データの入力・送信を行ってください。</p> <p>また、システムの操作や利用者登録、その他手続に関するお問い合わせについては、熊本県電子自治体コールセンター（TEL096-334-1592）にご連絡ください。</p>
	受付期間	<p>平成18年9月25日(月) 8:30~9月29日(金) 17:00</p> <p>上記期間のうち、9月26日~9月28日については24時間いつでも受け付けます。</p> <p>なお、申込書持参・郵送で申し込む場合とは受付期間が異なりますので注意してください。</p>
	処理状況の確認	<p>申込データの到達から審査完了までの処理状況が確認できます。確認される方は、熊本県ホームページの「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「熊本県」、「申請状況照会」の順にアクセスし、今回申請した「身体障害者を対象とする熊本県職員採用選考試験」を選択してください。</p> <p>なお、申込内容の補正等をお願いする場合がありますので、審査完了まで処理状況は随時確認してください。</p>
	受験票・写真票	<p>受付期間終了後、受験票及び写真票を郵送しますので、どちらも試験当日に必ず持参してください。受験票及び写真票が10月19日までに届かないときは、至急、人事委員会事務局総務課任用係まで問い合わせてください。</p> <p>なお、写真票には、所定の箇所に写真（申込み前3ヶ月以内に写したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。サイズは縦4cm、横3cm程度で、裏面には氏名と生年月日を必ず記入すること。）をはってください。写真票に写真が貼っていない場合、受験を認めないので注意すること。</p>

※ 申込みは受付期間中に正常に到達したものを受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害などによるトラブルについては、責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

## 7 合格から採用まで

- (1) 人事委員会は、任命権者（知事）に合格者を通知し、これに基づいて、任命権者は面接等を実施し、最終的な採用者を決定します。  
採用は、平成19年4月1日の予定です。
- (2) 初任給は、新規高等学校卒業者の場合、月額138,400円（平成18年4月1日現在）で、学歴、経験年数により加算される場合があります。また、条例等の定めにより、月毎の扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給され、更に、期末手当等が支給されます。

## 8 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票、合否通知書又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。

また、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

試 験	開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験受験者	試験種目別得点 総合得点 総合順位	合格発表 の日から 1か月間	人事委員会事務局総務課 (県庁行政棟本館3階)
第2次試験	第2次試験受験者			

## 9 問い合わせ先

熊本県人事委員会事務局総務課任用係（県庁 行政棟本館3階）

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号

電話 096-333-2733、096-333-2732（ダイヤルイン）

**熊本県教育委員会告示第 21 号**

熊本県立高等学校学則（昭和 40 年熊本県教育委員会規則第 16 号）第 4 条第 2 項の規定により、平成 19 年度の県立高等学校生徒の募集定員を次のように定める。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛  
平成 19 年度県立高等学校生徒募集定員

## (全日制の課程)

学 校	学 科 ・ コース	募集定員
済々黌高等学校	普通科	400
熊本高等学校	普通科	400
第一高等学校	普通科	320
	普通科・英語コース	40
第二高等学校	普通科	320
	理数科	40
	美術科	40
熊本西高等学校	普通科	280
	普通科・体育コース	40
	理数科	40
熊本北高等学校	普通科	280
	理数科	40
	英語科	40
東稜高等学校	普通科	280
	普通科・国際コース	40
	普通科・理数コース	40
湧心館高等学校	普通科	120
	情報処理科	40
玉名高等学校	普通科	360
荒尾高等学校	普通科	120
	普通科・体育コース	40
	理数科	40
南関高等学校	普通科・情報コース	20
	普通科・美術工芸コース	20
	普通科・スポーツコミュニケーションコース	20
	普通科・ヒューマンコミュニケーションコース	20
鹿本高等学校	普通科	240
	普通科・体育コース	40
菊池高等学校	普通科	240
	商業科	80
大津高等学校	普通科	240
	普通科・体育コース	20
	普通科・美術コース	20
	理数科	40
阿蘇高等学校	普通科	160
	商業科・情報ビジネスコース	20
	商業科・国際観光コース	20
小国高等学校	普通科	120
高森高等学校	普通科	80
蘇陽高等学校	普通科	80
御船高等学校	普通科	120
	普通科・芸術コース	40
	電子機械科	80
甲佐高等学校	普通科	40
	普通科・福祉教養コース	40
	ビジネス情報科	40
宇土高等学校	普通科	320
松橋高等学校	普通科	160
	普通科・体育コース	40
	情報処理科	40
	家政科	40

八代高等学校	普通科	280
八代南高等学校	普通科	160
八代東高等学校	普通科・体育コース	40
	商業科	120
	情報ビジネス科	40
氷川高等学校	普通科	120
水俣高等学校	普通科	200
	商業科	40
人吉高等学校	普通科	280
人吉高等学校五木分校	普通科	40
多良木高等学校	普通科	80
	普通科・体育コース	20
	普通科・福祉教養コース	20
天草高等学校	普通科	280
天草高等学校天草西校	普通科	40
天草東高等学校	普通科	80
倉岳高等学校	普通科	80
牛深高等学校	普通科	80
	普通科・文科コース	40
大矢野高等学校	普通科	120
河浦高等学校	普通科	40
	園芸科学科	40
熊本商業高等学校	商業科	200
	情報処理科	80
	国際経済科	40
	会計科	40
球磨商業高等学校	総合ビジネス科	120
	情報処理科	40
	国際教養科	40
松島商業高等学校	商業科	40
	情報処理科	40
鹿本商工高等学校	商業科	80
	情報管理科	40
	機械科	40
	電気科	40
	電子機械科	40
熊本工業高等学校	機械科	40
	電気科	40
	電子科	40
	工業化学科	40
	繊維工業科	40
	土木科	40
	建築科	40
	材料技術科	40
	インテリア科	40
	情報システム科	40
玉名工業高等学校	機械科	80
	電気科	40
	電子科	40
	工業化学科	40
	土木科	40
小川工業高等学校	機械科	40
	建築科	40
	土木科	40

	設備工業科	40
	情報電子科	40
八代工業高等学校	機械科	80
	電気科	80
	工業化学科	40
	インテリア科	40
	情報技術科	40
水俣工業高等学校	機械科・機械コース	20
	機械科・電子機械コース	20
	電気科・電気コース	20
	電気科・情報電子コース	20
	建築科・建築コース	20
	建築科・インテリアコース	20
球磨工業高等学校	機械科	80
	電気科	40
	建築科・建築コース	20
	建築科・伝統建築コース	20
	建設工学科	40
天草工業高等学校	機械科	80
	電気科	40
	土木科	40
	情報技術科	40
熊本農業高等学校	農業科	40
	園芸・果樹科	40
	畜産科	40
	農業経済科	40
	農業土木科	40
	食品工業科	40
	生活科	40
北稜高等学校	普通科・人文コース	40
	情報処理科	40
	商業科	40
	園芸科学科	40
	造園科	40
	家政科学科	40
鹿本農業高等学校	施設園芸科	40
	食品工業科	40
	バイオ工学科	40
	生活科学科	40
菊池農業高等学校	農業科	40
	園芸科	40
	畜産科学科	40
	食品化学科	40
	生活文化科	40
阿蘇清峰高等学校	生物科学科	40
	林業・農業土木科	40
	社会福祉科	40
矢部高等学校	普通科	40
	生活・園芸科	40
	林業科	40
八代農業高等学校	フラワークリエイト科	40
	生産科学科	40
	農業土木科	40

	福祉教養科	40
	生活デザイン科	40
八代農業高等学校泉分校	グリーンライフ科	40
芦北高等学校	農業科	40
	林業科	40
	福祉科	40
南稜高等学校	生産科学科	40
	園芸科学科	40
	環境工学科	40
	食品科学科	40
	生活経営科	40
	普通科・総合コース	40
苓明高等学校	普通科	40
	商業科	40
	園芸科学科	40
	食品科学科	40
	生活情報科	40
苓洋高等学校	普通科・総合コース	40
	海洋開発科・海洋コース	20
	海洋開発科・栽培コース	20
	水産食品科	40
翔陽高等学校	総合学科	280

(備考)

阿蘇高等学校の商業科・情報ビジネスコース、商業科・国際観光コースは、くくり募集とする。  
南稜高等学校の生産科学科、園芸科学科は、くくり募集とする。

(定時制課程)

学 校	学 科 ・ コース	募集定員
湧心館高等学校	普通科	40
	情報科学科・情報処理コース	30
	情報科学科・科学技術コース	10
玉名高等学校	普通科	40
荒尾高等学校	普通科	40
八代東高等学校	普通科	40
水俣高等学校	商業科	40
人吉高等学校	普通科	40
天草高等学校	普通科	40
熊本工業高等学校	機械科	40
	電気科	40
	建築科	40
八代工業高等学校	機械科	40

(専攻科)

学 校	専 攻 科 名	募集定員
球磨工業高等学校	伝統建築専攻科	10

**熊本県内水面漁場管理委員会指示第 173 号**

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、菊池川における水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 37 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のための採捕する場合を除く。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田 弘 志

- 1 採捕禁止区域  
右岸菊池市七城町清水、左岸菊池市木柑子清水橋上流端から下流菰入ぜき上流端までの区域。  
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 31 条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域を除く。
- 2 指示の有効期間  
平成 18 年 9 月 17 日から平成 20 年 9 月 16 日まで

**熊本県内水面漁場管理委員会指示第 174 号**

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、菊池川における水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 37 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のための採捕する場合を除く。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田 弘 志

- 1 採捕禁止区域  
右岸玉名市月田、左岸玉名郡和水町白石ぜき上流端から上流へ 120 メートル、同ぜき上流から下流へ 200 メートルまでの区域  
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 31 条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。
- 2 指示の有効期間  
平成 18 年 9 月 17 日から平成 20 年 9 月 16 日まで

**熊本県内水面漁場管理委員会指示第 175 号**

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、菊池川水系の鴨川における次の区域では、竿釣り以外の漁法での水産動物の採捕を禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 37 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のための採捕する場合を除く。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田 弘 志

- 1 竿釣り以外の漁法の禁止区域  
菊池市七城町菰入地内鴨川新古閑橋下流端から下流菰入水門上流端までの区域。
- 2 指示の有効期間  
平成 18 年 9 月 17 日から平成 20 年 9 月 16 日まで

**熊本県内水面漁場管理委員会指示第 176 号**

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、菊池川水系の吉野川における次の区域では、竿釣り以外の漁法での水産動物の採捕を禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 37 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のための採捕する場合を除く。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田 弘 志

- 1 竿釣り以外の漁法の禁止区域
  - (1) 山鹿市鹿北町椎持地内麻生橋上流端から下流へ 800 メートルまでの区域。
  - (2) 山鹿市鹿北町椎持地内板曲橋上流端から上流へ 50 メートル、同橋上流端から下流へ 250 メートルまでの区域。
- 2 指示の有効期間  
平成 18 年 9 月 17 日から平成 20 年 9 月 16 日まで

**熊本県内水面漁場管理委員会指示第 177 号**

昭和 48 年 12 月 3 日付け熊本県内水面漁場管理委員会指示第 20 号（水俣川水系における火光利用禁止）を廃止する。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田 弘 志

**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 2 号**

平成 18 年度第 3 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。  
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
平成 18 年 9 月 21 日（木）  
13 時 30 分から 17 時 00 分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁本館 5 階 審議会室
- 3 議題  
(1) 平成 18 年度熊本県公共事業再評価対象事業について（詳細審議）  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）  
（電話 096-383-1111 内線 6052）